

東京工業高等専門学校学業成績の評価及び学年課程修了認定等に関する内規

制 定 平成 6 年 4 月 1 日
最終改正 令和 4 年 1 月 6 日

第 1 章 総則

第 1 条 東京工業高等専門学校における学業成績の評価（以下「評価」という。）、学年課程修了の認定（以下「修了認定」という。）及び卒業の認定等については、特別の定めによるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 章 学業成績の評価

第 2 条 評価に当たっては、平素の学習、定期試験及び出席状況等を総合的に考慮する。

2 成績は100点法により採点し、評価はS・A・B・C・Dの5段階とし、成績評語は評価に応じて次表のとおりとする。ただし、卒業研究にあつては「合」又は「否」を、インターンシップにあつては「修了」又は「未修」を判定する。

評価	標語	区分	評価点
S	優	特に優れている	100点～95点
A		優れている	94点～80点
B	良	普通である	79点～70点
C	可	やや劣る	69点～60点
D	不可	劣る	59点～0点

3 原則として1/3を超える欠課時数がある場合はD評価とする。

4 評価がS・A・B・Cの科目及び「合格」とされた卒業研究並びに「修了」と判定されたインターンシップには、単位の修得を認める。

第 2 条の 2 評価は、各科目担当教員が行う。ただし、卒業研究及びインターンシップの判定については、学科長が代表して行う。

第 2 条の 3 評価は第 1 学年から第 3 学年までは前期中間、前期末、後期中間及び学年末にそれぞれ行い、第 4 学年及び第 5 学年については、原則として前期末及び学年末にそれぞれ行う。

2 前期末及び学年末の評価をそれぞれ前期及び学年の評価とする。ただし、前期のみで履修する科目にあつては、前期末の評価を学年の評価とする。

3 追試験による評価は、期末試験の評価に準じて、所定の期間に行う。

4 成績が一定の基準に達しない者に対し再試験等を行うことができる。

5 再試験等は所定の期間に行う。ただし、再試験等を受験する資格は、当該定期試験において原則40%以上の理解力があつた者とする。なお、再試験等による再評価はCを上限とする。

第 3 章 学年課程修了の認定

第 3 条 修了認定は校長が必要と判断した時における運営会議（学年課程修了認定）の議を経て、校長が行う。

2 修了認定は当該年度において、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者で、かつ別に定める学年課程等修了の認定基準を満たしている者に対して行う。

(1) 特別活動への参加状況が特に悪い者

(2) その他審議を必要と認められる者

3 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、審議の上、修了認定の可否を決定する。

第 4 章 進級

第 4 条 修了認定をされた者は、特別の場合を除き、次学年へ進級する。

第 5 章 原級留置

第 5 条 修了認定をされなかった者は原級留置とし、その属する学年と同様に扱う。

第 5 条の 2 原級留置者の既修得単位の取扱い及び再履修については別に定める。

第6章 卒業

第6条 別に定める学年課程修了等の認定基準の卒業認定基準に従い、運営会議（卒業判定）において修了認定をされた者に対して、高等専門学校設置基準に基づき、校長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

附 則

- 1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年1月6日から施行する。